

水道使用異動届

上記のことについて、南山城村簡易水道給水条例第16条に基づき、申込をしたいので南山城村水道給水条例施行規程第17条第1項の規定により、次のとおり届出します。

南山城村長 様

年 月 日

異動内容	<input type="checkbox"/> 再開栓 <input type="checkbox"/> 休止
申請者	〒 _____ 住所
	ふりがな _____
	氏名 _____
	TEL _____ FAX _____
給水装置場所	南山城村大字 _____ 小字 _____
給水装置所有者	ふりがな _____
	氏名 _____
水栓番号	_____

●再開栓記入欄 ※休止水栓の再開には手数料3,000円(平日料金)が必要です。(裏面参照)

再開栓年月日	年 月 日 午前(時) / 午後(時)
水道使用料請求方法 (該当項目に○印)	①口座振替 → 口座振替申込書を指定金融機関へ提出して下さい ②請求書直送 → 下記に請求書発送先を記入して下さい ③変更無し → これまで通りの請求方法になります
請求書直送の場合の発送先	<input type="checkbox"/> 給水場所 <input type="checkbox"/> その他 〒 _____ TEL _____

●休止記入欄

休止年月日	年 月 日 午前(時) / 午後(時)
-------	---------------------

●備考欄

--

●処理欄

<input type="checkbox"/> 手数料納付(再開栓)	<input type="checkbox"/> メーター数	<input type="checkbox"/> システム入力
<input type="checkbox"/> 再開栓・休止日	<input type="checkbox"/> メーター検満日(再開栓)	<input type="checkbox"/> その他

(裏面)

●休止届

長期間水道を使用されない場合は休止の手続きをして下さい。
手続きがないと水道を使用されていなくても**基本料金**がかかってしまいます。
・水道使用異動届の提出が必要です。

●再開栓届

休止していた水道を再び使用される場合は再開栓の手続きが必要です。
なお、**再開栓手数料**が必要になります。
・水道使用異動届の提出および再開栓手数料3,000円(休日・時間外5割増)が必要です。【南山城村簡易水道給水条例第34条第1項第5号による】